

# コミュニティカフェ運営事業 業務委託募集要項

令和6年3月

## 1 案件名称

コミュニティカフェ事業業務委託

## 2 事業内容に関する事項

### 1) 事業の目的と概要

高齢者や障がい者、子育て中の親子が気軽に集い、多世代がユニバーサルな形で交流できる居場所づくりの拠点として、また福祉相談機能を兼ね備えたカフェとして大淀町社会福祉協議会が主催する「コミュニティカフェ」を運営することを目的とする。「コミュニティカフェ」は、併せて主に障がいのある方等の活躍・活動できる居場所づくりに取り組み、すべての人がともに生きる地域づくりを目指すものである。

そのため、この事業や地域の福祉向上に理解があり、営利を目的とせずに運営できる事業者を募集します。

### 2) 事業内容

・カフェ運営業務 ・居場所づくり業務 ・福祉相談受付業務

※詳しくは仕様書を参照してください。

### 3) 履行期間

令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

(開催は、原則毎週1回、1日につき2時間以上とする。曜日と時間については、9:00～17:00の間で相談して決定する。大淀町文化会館の休館日については開催しないものとする。)

### 4) 履行場所

大淀町文化会館ふれあいコーナー

### 5) 委託料(事業者の収益)

カフェ売り上げの90%のみ

(残り10%は施設利用料として大淀町文化会館に納めるものとする。ただし、消耗品、材料費等は、事業者が負担するものとする。)

### 6) 令和4年度実績

年間12回(13:00～15:00)開催。 ※コロナ禍で開催休止(12回)があった。

延べ利用人数:143人(子供15人含む)、総売上げ金額:約82,000円、相談件数:2件

1回の平均人数:約12人、 1回の平均売上金額:約6,800円

## 3 応募要領

### 1) 応募資格

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

①事業を適切に遂行するに足る能力を有する者であること

②宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと

③暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます)でないこと。また、自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有していないこと

- ④相談受付業務を行う体制がとれること（人員配置は2名以上が望ましい）
- ⑤代表者もしくは事業所の住所が大淀町にあること

#### 4 審査について

##### ①審査方法

提出された書類を基に、大淀町社会福祉協議会において内容を審査し、委託先としてふさわしい者を受託先候補として選定する。必要に応じてヒアリングを行う場合がある。

##### ②審査基準

「事業の遂行能力」（事業運営実績等）※実績がなくても申請は可

「事業広報体制」（周知方法）

「事業運営体制」（人員体制、相談受付体制）

カフェメニュー設定及び品質と価格設定

を中心に審査を行う。

##### ③その他

- ・審査結果は、応募者全員に対して文書で通知する。
- ・受託先候補として選定された者は、大淀町社会福祉協議会と業務委託契約を締結する。

#### 5 提出書類

- ①コミュニティカフェ事業業務委託事業者申請書（様式1）
- ②コミュニティカフェ事業業務委託事業者誓約書（様式2）
- ③事業者概要（様式3）
- ④業務実績（様式4）
- ⑤飲食店、喫茶店営業許可証のコピー
- ⑥食品衛生責任者資格証のコピー
- ⑦代表者身分証明証のコピー
- ⑧法人の場合は、全部事項証明書
- ⑨任意団体の場合は、会則及び団体名簿

※様式1～様式4は、大淀町社会福祉協議会まで取りに来て下さい。

#### 6 書類提出期限

令和6年3月29日（金）17：15必着（持参または郵送）

持参の場合の受付時間は、平日9：00～17：15

#### 7 申込等提出・連絡先

638-0821 奈良県吉野郡大淀町下淵1223番地

社会福祉法人 大淀町社会福祉協議会（担当：西本）

#### 8 契約条件

##### ①委託形態

委託契約とする。

##### ②契約保証金

0円

##### ③業務に適正な実施に関する事項

受託者は、受託者が行う委託業務については、一括して第三者に再委託することはいかない。

受託者が本事業業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する法律及び関係法令に基づき、適正に管理しなければならない。